厚生労働省

千葉労働局

Press Release

千葉労働局発表
令和元年 11 月 6 日

１及び２の照会先
千葉労働局労働基準部賃金室
室長　　飯塚　利茂
室長補佐　林　三喜男
（電話）０４３－２２１－２３２８
３①及び４の照会先
千葉労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官
工藤　仁美
室長補佐　太田　克明
（電話）０４３－３０６－１８６０
３②の照会先
千葉労働局職業安定部職業対策課
課長　　若林　正一
課長補佐　日暮　信義
（電話）０４３－２２１－４３９４

千葉県下の２件の特定最低賃金を改正します

－発効日は令和元年 12 月 25 日－

千葉労働局長（局長：友藤　智朗）は、千葉県下に設定されている７件の特定最低賃金のうち２件について、次のとおり改正します。

１　改正内容（金額は時間額）

件名（業種）		改正額	発効日	改正前	引上額
特定最低賃金	鉄　鋼　業	９９３円	令和元年 12 月 25 日	９６５円	２８円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	９５１円	令和元年 12 月 25 日	９２８円	２３円

２　改正の経過

本年８月１日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会（会長:大澤克之助）に、７件の特定最低賃金について、改正の必要性の諮問をしました。上記２件の改正を行うこととされ、それぞれに専門部会が設置、審議され、９月 20 日から 10 月４日にかけて、上表の内容の答申があり、官報公示等を経て、答申どおり、令和元年 12 月 25 日から発効します。

3　中小企業・小規模事業者支援　(助成金)

千葉労働局では、最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援として、以下に掲げる助成金の活用を推進しています。

①　業務改善助成金

事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を 30 円以上引き上げ、設備投資などを行った事業主に対して、最大 100 万円の助成金が支給されます。(リーフレット参照)

【お問い合わせ先】千葉労働局雇用環境・均等室

(電話０４３－３０６－１８６０)

②　キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。(リーフレット参照)

【お問い合わせ先】千葉労働局職業安定部職業対策課分室

(電話０４３－４４１－５６７８)

4　千葉働き方改革推進支援センターによる支援

千葉労働局では、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「千葉働き方改革推進支援センター」(電話０１２０－１７－４８６４・リーフレット参照)を設置しています。同センターでは、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業への支援として、生産性向上に向けた取組や、上記助成金の申請の相談などに応じています。

(参考)

ア　最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の２種類があり、特定最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。産業別の労働者又は使用者の代表者が、基幹的労働者を対象に地域別最低賃金より金額が高い最低賃金が必要と申し出たものについて、千葉労働局長が千葉地方最低賃金審議会の意見を聴いて設定しています(最低賃金法第 15 条第１項・２項)。

イ　別表の千葉県の最低賃金一覧表のとおり、千葉県下には７件の特定最低賃金があり、○調味料製造業最低賃金、○はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金、○計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金、○各種商品小売業最低賃金、○自動車(新車)小売業最低賃金の５件については、令和元年度は改正されていません。

ウ　地域別最低賃金である千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される千葉県最低賃金は、令和元年 10 月１日に時間額 923 円に改正されました。

エ　地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

オ　次に掲げる者（基幹的労働者以外の者）は、「千葉県最低賃金」が適用され、特定最低賃金は適用されません。

☆18 歳未満又は 65 歳以上の者、☆雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの、☆清掃又は片付けの業務に主として従事する者、☆その他、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については、別表の千葉県の最低賃金一覧表の「最低賃金の適用について」の欄をご参照下さい。

千葉県の最低賃金一覧表

千葉労働局

必ずチェック　最低賃金！　使用者も　労働者も

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	923	令和 元.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金	調味料製造業 （味そ製造業を除く。）	923	令和 元.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923 円)」が適用されます。
	鉄鋼業	993	令和 元.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 ※注	923	令和 元.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922 円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923 円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）	951	令和 元.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4)次に掲げる業務に主として従事する者 イ　主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ　塗油、検品の業務 ハ　手作業による袋詰め、包装の業務 ニ　軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	923	令和 元.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923 円)」が適用されます。
	各種商品小売業 注：衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所	923	令和 元.10.1	*各種商品小売業(868円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923 円)」が適用されます。
	自動車（新車）小売業	923	令和 元.10.1	*自動車(新車)小売業(922 円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923 円)」が適用されます。

※注　はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

◎　支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

◎　お問い合わせは、千葉労働局賃金室（０４３－２２１－２３２８）又は最寄りの労働基準監督署へお尋ね下さい。

千葉労働局ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/

千葉県の最低賃金の推移（地域別最賃、特定最賃の状況：令和元年12月25日現在）

（単位円）

	地域別	特定最低賃金						
年度（平成）	千葉県最低賃金	調味料製造業	鉄鋼業	一般機械器具製造業（略称）	電気機械器具製造業（略称）	精密機械器具製造業（略称）	各種商品小売業	自動車（新車）小売業
元年	503			570	565	557	538	554
	4,019			4,560	4,520	4,454	4,300	4,430
2年	527	583	609	600	594	586	567	587
	4,212	4,664	4,872	4,800	4,750	4,681	4,530	4,695
3年	553	620	642	632	625	617	600	622
	4,420	4,953	5,129	5,053	4,996	4,929	4,800	4,969
4年	576	647	670	660	653	644	628	650
	4,607	5,170	5,354	5,275	5,221	5,146	5,020	5,193
5年	594	668	691	681	675	665	649	672
	4,751	5,343	5,526	5,447	5,395	5,318	5,188	5,369
6年	609	685	708	699	694	683	667	691
	4,867	5,477	5,664	5,584	5,547	5,457	5,330	5,521
7年	623	701	725	715	711	699	683	708
	4,977	5,605	5,794	5,717	5,686	5,585	5,462	5,658
8年	635	717	741	731	727	715	699	724
	5,080	5,729	5,922	5,848	5,816	5,713	5,590	5,787
9年	650	733	758	748	744	731	715	741
	5,190	5,858	6,058	5,984	5,952	5,846	5,720	5,923
10年	662	746	772	762	758	745	728	755
	5,282	6,967	6,171	6,096	6,063	5,953	5,824	6,035
11年	667	753	779	769	765	752	735	762
	5,329	6,023	6,229	6,152	6,119	6,009	5,878	6,091
12年	672	759	785	776	771	758	741	768
	5,372	6,071	6,280	6,202	6,168	6,058	5,929	6,141
13年	676	764	791	781	777	763	746	773
	5,408	6,110	6,321	6,243	6,210	6,098	5,967	6,183
14年	677	765	792	782	779	764	747	774
15年	677	766	793	783	780	765	747	775
16年	678	767	795	785	782	767	748	777
17年	682	771	800	789	786	771	751	781
18年	687	775	806	794	791	776	756	786
19年	706	785	819	805	803	788	767	799
20年	723	795	829	814	813	798	775	807
21年	728	800	836	817	817	801	777	809
22年	744	806	846	823	824	808	782	815
23年	748	810	850	827	829	812	788	819
24年	756	817	857	833	836	819	795	827
25年	777	827	867	843	846	829	807	838
26年	798	839	880	855	859	841	819	850
27年	817	852	893	869	872	854	832	865
28年	842	868	915	884	887	869	848	880
29年	868	889	938	902	906	887	＊868	900
30年	895	＊895	965	922	928	＊895	＊895	922
元年	923	＊923	993	＊923	951	＊923	＊923	＊923

平成13年度までの下段は日額。14年度から時間額のみ。特定最賃の＊は千葉県最低賃金が適用。

平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、 中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「 事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。 ＜申請期限は令和２年１月31日まで＞

概　要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
３０ 円コース	１～３人	５０ 万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	３／４ 生産性要件を満たした場合は ４／５（※）
	４～６人	７０ 万円		
	７人以上	１００ 万円		

（※）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者１人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

◆　過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

◆　「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

厚生労働省ホームページ／業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

活用事例

◆手作業で清掃を行っていたが、ロボット掃除機の導入により、清掃時間の削減と労働者への負担軽減が図られた。

◆手作業で出入庫作業をしていたが、４段重量ラックの導入により、パレットを利用したフォークリフト作業が可能となり、大幅な作業時間短縮につながった。

◆給与計算事務に時間を要していたが、勤怠管理システム等の導入により、事務作業時間の短縮につながった。

生産性向上の取組（事例等）に関するお問い合わせ先

◆ **千葉働き方改革推進支援センター**

〒260-0013　千葉市中央区中央４－13－10 千葉県教育会館本館４階

【電話番号】０１２０－１７－４８６４

労務管理・企業経営の専門家がお悩みを解決します。お気軽にお問い合わせください。（相談・コンサルタント派遣　無料）

申請に関するお問い合わせ先

◆ **千葉労働局雇用環境・均等室　企画部門**

〒260-8612　千葉市中央区中央４－11－１　千葉第二地方合同庁舎２階

【電話番号】０４３－３０６－１８６０

～・業務改善助成金の活用事例・～

具体的な設備投資などについてご参考にしてください

業務改善 事例1

ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

<企業概要>
【所在地】新潟県　【従業員数】40人
【事業の種類】食品製造販売業
<課題と対応>弁当製造における盛り付け時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用してベルトコンベアを導入しました。

弁当の盛り付け作業を効率化したい

専務取締役

盛り付け時間が25%削減

<独自の工夫>
以前は4種類の価格帯の弁当を製造していたが、1種類に集約することで製造の効率化が図られ、仕入リスクも軽減している。

<実施内容>ベルトコンベアの導入で弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。

<成果>弁当の盛り付け時間の削減によって生産性が向上し、28人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント
ベルトコンベアを導入したことで、
弁当の盛り付け作業の効率化につながった。

（※平成29年度時点の制度に基づく事例）

業務改善 事例2

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

<企業概要>
【所在地】熊本県　【従業員数】24人
【事業の種類】生鮮食料品小売業
<課題と対応>繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

人事課長

レジの精算業務を効率化したい

レジの精算時間が1.5倍の速さになり、
預り金や釣銭の受け渡しの間違いがなくなった

<独自の工夫>
各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり、（別スイッチを取り付け）、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたりし、廃棄ロスや保管設備費の削減につなげている。

<実施内容>商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

<成果>レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント
セミセルフPOSレジを導入したことで、
レジ業務の効率化につながった。

（※平成29年度時点の制度に基づく事例）

業務改善 事例3

新型の大容量釜導入による仕込み作業・清掃作業の効率化

<企業概要>
【所在地】栃木県　【従業員数】115人
【事業の種類】麺類の製造及び販売業
<課題と対応>麺製造時の仕込み回数や生産品目切り替え時の釜の清掃時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

一度に大量の仕込みができず、また、生産品目を切り替える際の釜の清掃に時間を要していたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用して新型の大容量釜を導入しました。

仕込み作業を効率化し、あわせて生産品目切り替え時の釜の清掃作業を効率化したい

専務取締役

一度に大量の仕込みが可能となり、清掃人員は
5名から3名に、1日で100分の清掃時間が短縮

<独自の工夫>
各工程の現場責任者及び現場リーダーが月に1回、アルバイト・パートに業務効率化に対するアンケートを取り、集計結果を専務取締役にフィードバックして改善を行っている。

<実施内容>大型で、生産品目の切り替え時に、麺製造時の残り物が落ちやすい釜に変えたことで、一度に大量の仕込みが可能となり作業の負担軽減・能率向上、光熱費削減が図られるとともに、清掃作業負担が軽減し、清掃に係る人員や時間を削減することができた。

<成果>仕込み作業の効率化・釜の清掃負担の軽減によって生産性が向上し、8人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント
新型の大容量釜を導入したことで、
仕込み作業・清掃作業の効率化につながった。

（※平成29年度時点の制度に基づく事例）

業務改善 事例4

新型食器洗浄機の導入による洗浄業務の効率化と光熱・洗剤費用の削減

<企業概要>
【所在地】広島県　【従業員数】61人
【事業の種類】ホテル業
<課題と対応>食器洗浄に要する人員、時間、電力、水、洗剤を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

25年前に導入した食器洗浄機を使っていたため、洗浄に要する人員・時間・経費がかかり、業務が非効率となっている状況でした。そこで、助成金を活用して新型の食器洗浄機を導入しました。

社長

食器洗浄作業を効率化したい

洗浄人員は6名から5名に、食器洗浄・乾燥時間が2/3に短縮

<実施内容>新型食器洗浄機を導入したことにより、洗浄・乾燥に係る人員や時間、電力、水、洗剤を削減することができた。また、掃除や整理整頓など、他の作業時間を創出できた。

<成果>食器洗浄にかかる人員や時間の削減によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント
新型の食器洗浄機を導入したことで、
食器洗浄業務の効率化・経費の削減につながった。

（※平成29年度時点の制度に基づく事例）

厚生労働省

（事業主の方へ）

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援します！

キャリアアップ助成金のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額	※＜＞は生産性の向上が認められる場合の額	
			中小企業の場合	大企業の場合
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合（１人当たり）	① 有期 → 正規	**57万円＜72万円＞**	**42万7,500円＜54万円＞**
		② 有期 → 無期	**28万5,000円＜36万円＞**	**21万3,750円＜27万円＞**
		③ 無期 → 正規	**28万5,000円＜36万円＞**	**21万3,750円＜27万円＞**
		※ 正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、 ①③：１人当たり28万5,000円＜36万円＞（大企業も同額）加算 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所で35歳未満の対象労働者を転換等した場合、 ①：１人当たり95,000円＜12万円＞（大企業も同額）加算、 ②③：47,500円＜60,000円＞（大企業も同額）加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：１事業所当たり95,000円＜12万円＞（大企業の場合、71,250円＜90,000円＞）加算		
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合（対象労働者数に応じて、１事業所当たり）	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数　１～３人	**95,000円＜12万円＞**	**71,250円＜90,000円＞**
		４～６人	**19万円＜24万円＞**	**14万2,500円＜18万円＞**
		７～10人	**28万5,000円＜36万円＞**	**19万円＜24万円＞**
		11～100人 ＊１人当たり	**28,500円＜36,000円＞**	**19,000円＜24,000円＞**
		② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数　１～３人	**47,500円＜60,000円＞**	**33,250円＜42,000円＞**
		４～６人	**95,000円＜12万円＞**	**71,250円＜90,000円＞**
		７～10人	**14万2,500円＜18万円＞**	**95,000円＜12万円＞**
		11～100人 ＊１人当たり	**14,250円＜18,000円＞**	**9,500円＜12,000円＞**
		※ 中小企業において3%以上増額した場合、 ①：１人当たり14,250円＜18,000円＞加算、②：１人当たり7,600円＜9,600円＞加算 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 １事業所当たり19万円＜24万円＞（大企業の場合、14万2,500円＜18万円＞）加算		
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、４人以上に実施した場合（１事業所当たり）		**38万円＜48万円＞**	**28万5,000円＜36万円＞**
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合（１事業所当たり）		**57万円＜72万円＞**	**42万7,500円＜54万円＞**
		※ 対象となる有期契約労働者等１人当たり ２万円＜2.4万円＞（大企業の場合、1.5万円＜1.8万円＞）加算		
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合（１事業所当たり）		**38万円＜48万円＞**	**28万5,000円＜36万円＞**
		※ 対象となる有期契約労働者等１人当たり 1.5万円＜1.8万円＞（大企業の場合、1.2万円＜1.4万円＞）加算 ※ 共通化した諸手当２つ目以降につき、１手当当たり 16万円＜19.2万円＞（大企業の場合、12万円＜14.4万円＞）加算		
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金引上げを実施した場合（基本給の増額割合に応じて、１人当たり）	増額割合　3%以上5%未満	**29,000円＜36,000円＞**	**22,000円＜27,000円＞**
		5%以上7%未満	**47,000＜60,000円＞**	**36,000円＜45,000円＞**
		7%以上10%未満	**66,000円＜83,000円＞**	**50,000円＜63,000円＞**
		10%以上14%未満	**94,000円＜11万9,000円＞**	**71,000円＜89,000円＞**
		14%以上	**13万2,000円＜16万6,000円＞**	**99,000円＜12万5,000円＞**
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を５時間以上延長し、社会保険を適用した場合（１人当たり）	５時間以上延長	**22万5,000円＜28万4,000円＞**	**16万9,000円＜21万3,000円＞**
		※ ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り１時間以上５時間未満の延長でも助成		
		１時間以上２時間未満	**45,000円＜57,000円＞**	**34,000円＜43,000円＞**
		２時間以上３時間未満	**90,000円＜11万4,000円＞**	**68,000円＜86,000円＞**
		３時間以上４時間未満	**13万5,000円＜17万円＞**	**10万1,000円＜12万8,000円＞**
		４時間以上５時間未満	**18万円＜22万7,000円＞**	**13万5,000円＜17万円＞**

※ 人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

◆ 生産性の向上が認められる要件は、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

受給までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用に当たっては、
事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、
提出することが必要です。

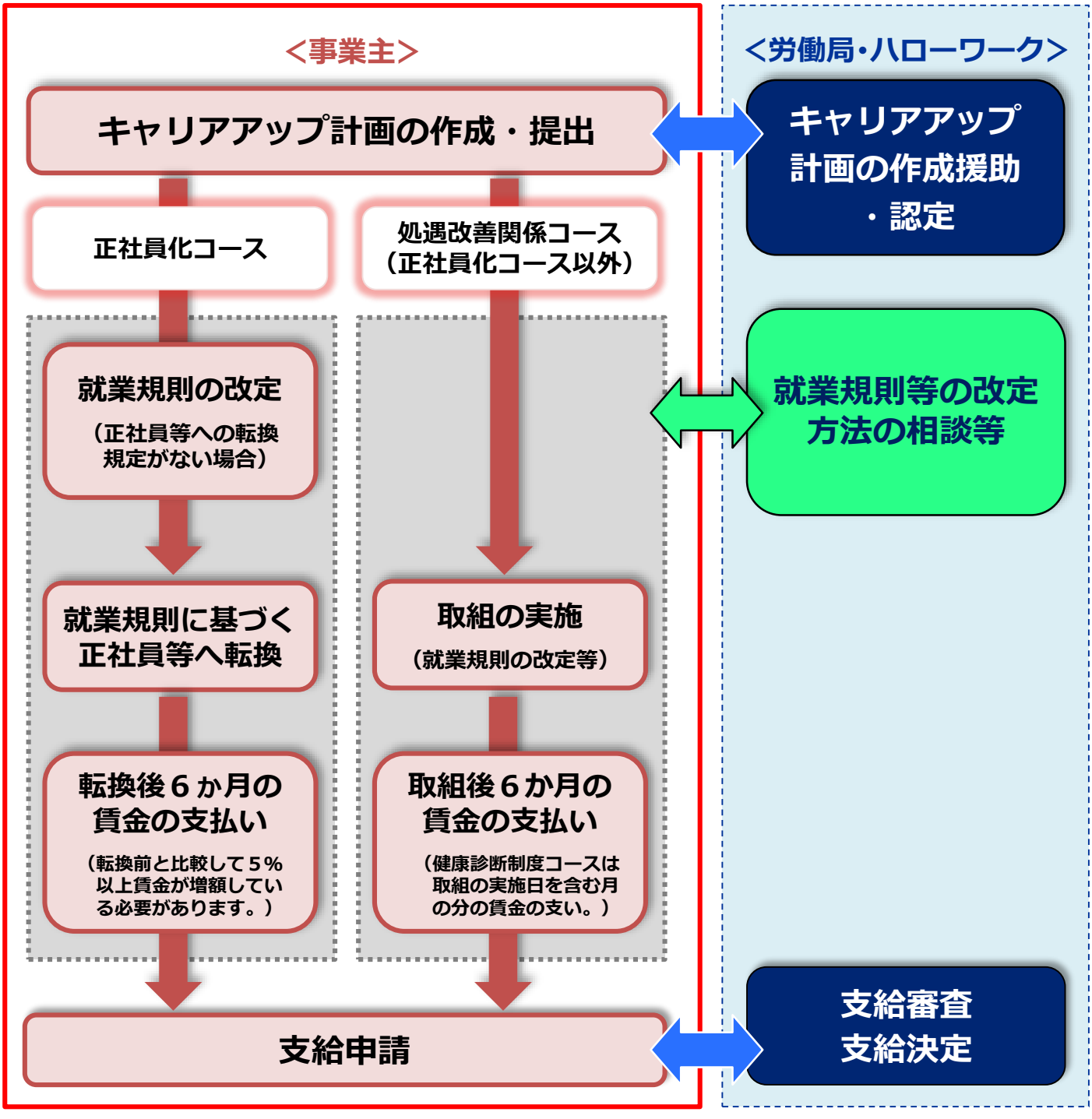

◆ 詳細なパンフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

キャリアアップ助成金　検索

◆ **その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください**（支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません）。

千葉働き方改革推進支援センターが移転しました。

事業主、労務・経理担当者様のお悩み

働き方改革を支援します!!

相談・コンサルタント派遣 無料

秘密厳守

電話での相談 土日祝・年末年始を除く 9:00～17:00
0120-17-4864

こんな方にオススメ

- 生産性をあげて**残業時間**を減らしたい…
- 「働き方改革」に対してどう**対応**すればいいのか…
- 人材不足解消のために非正規雇用労働者の**処遇**を**改善**したい

労務管理・企業経営の専門家があなたのお悩みを解決します!

相談予約
①ホームページ（PC／タブレット／TEL）
②電話（月～金 9:00～17:00）

相談方法
①センター来所
②電話・メール
③出張相談

ご都合に合わせた相談方法が選べる!

厚生労働省委託事業
中小企業 小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

千葉働き方改革推進支援センター

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4丁目13-10 千葉県教育会館本館4階
TEL.043-441-7115 FAX.043-441-8887

電話での相談 0120-17-4864 土日祝・年末年始を除く 9:00～17:00
メールでの相談 E-MAIL kaikaku@tsubokawa.jp
窓口での相談 常駐の専門家がご相談に対応いたします。 土日祝・年末年始を除く
詳しくは、ホームページをご覧ください https://www.tsubokawa.jp/commissioned/chiba/index

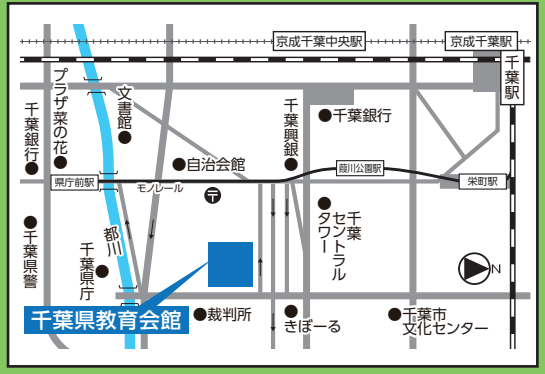

働き方改革に関するお悩み、ご相談ください！

「残業削減」「人手不足」「処遇改善」「生産性向上」についてお困りの県内企業様へ、

無料で専門の相談員がアドバイスや助成金・支援制度のご紹介をさせていただきます。

千葉働き方改革推進支援センター行　FAX:043-441-8887

※ご相談は、TEL：**0120-17-4864**　mail：**kaikaku@tsubokawa.jp** でも対応しています。

FAX相談申込票

年　月　日

企業名	
所在地	
電話番号	
ご担当者	（所属）　（職・氏名）
専門家の派遣	専門家の派遣を希望する　・　専門家の派遣を希望しない

下記のご相談項目に応じて、担当者からご連絡をさせていただきます。

〈相談項目〉

□ 残業削減	36協定や就業規則等に関する相談・時間外労働の削減に関する相談
□ 人手不足	業務内容の見直しに関する相談・人材採用や職場定着率に関する相談
□ 処遇改善	パート・有期労働者の処遇改善に関する相談・同一労働同一賃金に関する相談
□ 生産性向上	各種助成金の活用に関する相談・働きやすい職場作りに関する相談
□ その他	相談したい内容等（　）

千葉働き方改革推進支援センター

千葉県教育会館本館4階（千葉県千葉市中央区中央4丁目13-10）　9:00から17:00（土日祝・年末年始を除く）